

茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画 新旧対照表（修正骨子案）

新	旧
<p>第1章 災害対策の計画的な推進</p> <p>第5節 計画の推進主体とその役割 (略)</p> <p>第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(1) 農林水産省関東農政局神奈川県拠点 ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること (略)</p> <p>2 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 日本赤十字社神奈川県支部 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 カ その他<u>応急対応</u>に必要な業務</p>	<p>P 2 6</p> <p>第1章 災害対策の計画的な推進</p> <p>第5節 計画の推進主体とその役割 (略)</p> <p>第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p>(1) 農林水産省関東農政局神奈川県拠点 ア 農業関係の被害状況の情報収集及び<u>報告連絡</u>に関すること (略)</p> <p>2 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 日本赤十字社神奈川県支部 ア 略 イ 略 ウ 略 エ 略 オ 略 カ その他<u>災害救護</u>に必要な業務</p>
<p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第2節 防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>第4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 <u>市民安全部、こども育成部、消防本部、教育推進本部</u> (略)</p> <p>2 防災教育の推進</p> <p>保育園、幼稚園、学校等は、災害を想定した避難訓練を実施する等、災害発生時に適切な行動がとれるよう防災教育の充実を図ります。特に、水害・土砂</p>	<p>P 4 1</p> <p>第2章 災害に強い組織・人づくり</p> <p>第2節 防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>第4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 <u>市民安全部、こども育成部、消防本部、教育推進本部</u> (略)</p> <p>2 防災教育の推進</p> <p>保育園、幼稚園、学校等は、災害を想定した避難訓練を実施する等、災害発生時に適切な行動がとれるよう防災教育の充実を図ります。特に、水害・土砂</p>

新	旧
<p>災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めます。</p> <p>また、市は、<u>学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進</u>や教職員等に対する防災研修会等を開催する等、防災教育の充実を図ります。</p>	<p>災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めます。</p> <p>また、市は、教職員等に対する防災研修会等を開催する等、防災教育の充実を図ります。</p>
<p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 防災空間の確保 (略)</p> <p>第4 造成地の災害防止 都市部</p> <p>1 災害防止に関する指導、監督</p> <p>造成地に発生する災害の防止は、都市計画法において規定されている開発許可等の審査及び当該工事の施工に対する指導、監督を通して行います。</p> <p><u>また、市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行います。</u></p>	<p>P 6 2</p> <p>第3章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 防災空間の確保 (略)</p> <p>第4 造成地の災害防止 都市部</p> <p>1 災害防止に関する指導、監督</p> <p>造成地に発生する災害の防止は、都市計画法において規定されている開発許可等の審査及び当該工事の施工に対する指導、監督を通して行います。</p>
<p>第4章 平常時の対策</p> <p>第3節 災害情報受伝達体制の充実 (略)</p> <p>第1 防災気象情報等の受伝達 横浜地方気象台、市民安全部、消防本部 (略)</p> <p>3 特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 特別警報・警報・注意報発表基準一覧 (令和4年11月24日現在)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 警報・注意報</p>	<p>P 8 1</p> <p>第4章 平常時の対策</p> <p>第3節 災害情報受伝達体制の充実 (略)</p> <p>第1 防災気象情報等の受伝達 横浜地方気象台、市民安全部、消防本部 (略)</p> <p>3 特別警報・警報・注意報</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 特別警報・警報・注意報発表基準一覧 (令和2年8月6日現在)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 警報・注意報</p>

新				旧			
警報	大雨（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数※1 土壌雨量指数※2	15 <u>115</u>	警報	大雨（浸水害） （土砂災害）	表面雨量指数※1 土壌雨量指数※2	15 <u>159</u>
注意報	大雨	表面雨量指数 土壌雨量指数基準	11 <u>83</u>	注意報	大雨	表面雨量指数 土壌雨量指数基準	11 <u>103</u>
(略)				(略)			
4 キキクル（大雨警報・洪水予報の危険度分布）等				4 キキクル（大雨警報・洪水予報の危険度分布）等			
(1) 土砂キキクル（大雨情報（土砂災害）の危険度分布）				(1) 土砂キキクル（大雨情報（土砂災害）の危険度分布）			
(略)				(略)			
・「災害切迫」（黒）：命の危険があるため、直ちに身の安全の確保が必要とされる警戒レベル5に相当します。				・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。			
・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。				・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。			
(2) 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）				(2) 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）			
(略)				(略)			
・「災害切迫」（黒）：命の危険があるため、直ちに身の安全の確保が必要とされる警戒レベル5に相当します。				・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。			
・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。				・「非常に危険」（うす紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。			
(略)				(略)			
5 略				5 略			
6 略				6 略			
7 略				7 略			
8 記録的短時間大雨情報				8 記録的短時間大雨情報			
神奈川県内で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したりしたときに、気象庁が発表します。（略）				神奈川県内で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したりしたときに、気象庁が発表します。（略）			
第4章 平常時の対策				P 8 7 第4章 平常時の対策			

新	旧
<p>第4節 避難対策 (略)</p> <p>第3 避難計画等 各部、防災関係機関、自主防災組織</p> <p>1 タイムライン（防災行動計画）の作成</p> <p>市は、災害の発生を前提に、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画である庁内版タイムラインに基づき、予防対策を進めます。また、防災関係機関及び自主防災組織と連携して対策が実行できるよう予防対策の充実を図ります。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、<u>平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めます。</u></p> <p>(略)</p> <p>第7 防災用資機材の整備 市民安全部、自主防災組織</p> <p>市は、避難所の整備を図るため、防災資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、防災活動に必要な防災資機材等の備蓄を進めます。<u>市は、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めます。</u></p> <p>また、市は、要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活必需物資等の備蓄に努めます。</p> <p>第8 要配慮者の避難対策 市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、消防本部、保健所、要配慮者利用施設、配備職員、自主防災組織</p>	<p>第4節 避難対策 (略)</p> <p>第3 避難計画等 各部、防災関係機関、自主防災組織</p> <p>1 タイムライン（防災行動計画）の作成</p> <p>市は、災害の発生を前提に、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画である庁内版タイムラインに基づき、予防対策を進めます。また、防災関係機関及び自主防災組織と連携して対策が実行できるよう予防対策の充実を図ります。</p> <p>(略)</p> <p>第7 防災用資機材の整備 市民安全部、自主防災組織</p> <p>市は、避難所の整備を図るため、防災資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、防災活動に必要な防災資機材等の備蓄を進めます。</p> <p>また、市は、要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活必需物資等の備蓄に努めます。</p> <p>第8 要配慮者の避難対策 市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、消防本部、保健所、要配慮者利用施設、配備職員、自主防災組織</p>
<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 障がい者・高齢者等への対応</p> <p>市は、避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な障がい者・高齢者等の支援措置として、社会福祉施設等と障がい者、高齢者等の避難者の受入れに関する協定を締結し、福祉避難所の確保を図ります。</p> <p>市は、福祉避難所の防災機能の整備を図るため、障がい者・高齢者等に配慮した防災資機材の備蓄に努めます。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう</u></p>	<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 障がい者・高齢者等への対応</p> <p>市は、避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な障がい者・高齢者等の支援措置として、社会福祉施設等と障がい者、高齢者等の避難者の受入れに関する協定を締結し、福祉避難所の確保を図ります。</p> <p>市は、福祉避難所の防災機能の整備を図るため、障がい者・高齢者等に配慮した防災資機材の備蓄に努めます。また、災害時の連絡手段として、地域防災無線（防災用MCA無線）を整備するとともに、災害時に有効活用できるよう</p>

新	旧								
<p>努めます。また、災害時の連絡手段として、地域防災無線（防災用MCA無線）を整備するとともに、災害時に有効活用できるよう日頃から通信訓練を実施します。</p>	<p>日頃から通信訓練を実施します。</p>								
<p>第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 (略) 第4 要配慮者等への配慮 市民安全部 市は、食料、生活必需物資等の備蓄にあたっては、高齢者、障がい者、女性、乳幼児、食物アレルギーを有する者等や季節性に配慮した食料及び生活必需物資等の検討を行い、備蓄を進めます。</p>	<p>P104 第4章 平常時の対策 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策 (略) 第4 要配慮者等への配慮 市民安全部 市は、食料、生活必需物資等の備蓄にあたっては、高齢者、障がい者、女性、乳幼児等や季節性に配慮した食料及び生活必需物資等の検討を行い、備蓄を進めます。</p>								
<p>第4章 平常時の対策 第12節 緊急輸送道路等の確保対策 (略) 【取り組みの方向】</p> <table border="1" data-bbox="129 903 1128 1023"> <tr> <td data-bbox="129 903 338 975">第1次 緊急輸送道路</td> <td data-bbox="338 903 1128 975">高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 975 607 1023">路線名</td> <td data-bbox="607 975 1128 1023">区間</td> </tr> </table> <p>第1 緊急輸送道路等の指定 市民安全部、建設部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所 1 緊急輸送道路の指定 県では、発災後の復旧活動をはじめとする緊急輸送の拡大に対応するため、<u>現地災害対策本部、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部等を有機的に連絡する路線を緊急輸送道路として事前に指定しています。</u></p>	第1次 緊急輸送道路	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。	路線名	区間	<p>P109 第4章 平常時の対策 第12節 緊急輸送道路等の確保対策 (略) 【取り組みの方向】</p> <table border="1" data-bbox="1160 903 2159 1023"> <tr> <td data-bbox="1160 903 1339 975">第1次路線</td> <td data-bbox="1339 903 2159 975">高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、緊急輸送道路の骨格をなす道路。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 975 1637 1023">路線名</td> <td data-bbox="1637 975 2159 1023">区間</td> </tr> </table> <p>第1 緊急輸送道路等の指定 市民安全部、建設部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所 1 緊急輸送道路の指定 県が、<u>県庁、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部、物資受入港（湘南港）等及び隣接都県の主要路線と接続する幹線道路を緊急輸送道路として指定しています。</u></p>	第1次路線	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、緊急輸送道路の骨格をなす道路。	路線名	区間
第1次 緊急輸送道路	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線。								
路線名	区間								
第1次路線	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、緊急輸送道路の骨格をなす道路。								
路線名	区間								
<p>第4章 平常時の対策 第16節 ボランティアの受入体制の充実強化</p>	<p>P117 第4章 平常時の対策 第16節 ボランティアの受入体制の充実強化</p>								

新	旧
<p>(略)</p> <p>第1 ボランティアの活動環境の整備 福祉部、環境部、監査事務局、市社会福祉協議会</p> <p>(1) 市及び市社会福祉協議会は、県や防災関係機関の協力のもと、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアの活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。その際、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度</u>、災害時におけるボランティアの活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議等の整備を推進します。</p>	<p>(略)</p> <p>第1 ボランティアの活動環境の整備 福祉部、環境部、監査事務局、市社会福祉協議会</p> <p>(1) 市及び市社会福祉協議会は、県や防災関係機関の協力のもと、NPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティアの活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。その際、災害時におけるボランティアの活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議等の整備を推進します。</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第2節 水防対策活動</p> <p>(略)</p> <p>第3 水防活動 総括・情報班、市民安全部、建設部、下水道河川部、消防部、消防団、京浜河川事務所、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、自衛隊</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 決壊時の措置</p> <p>市は、堤防その他の施設が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、防災関係機関等と協力し、その他人的被害を最小限に抑えるための措置を講じます。</p>	<p>P131</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第2節 水防対策活動</p> <p>(略)</p> <p>第3 水防活動 総括・情報班、市民安全部、建設部、下水道河川部、消防部、消防団、京浜河川事務所、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、自衛隊</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 決壊時の措置</p> <p>市は、堤防その他の施設が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、<u>屋内安全確保等、命を守るための最低限の行動を付したうえ、あらゆる広報手段を講じて、直ちに避難指示（緊急）を発令し、住民等の避難行動を促すとともに、防災関係機関等と協力し、その他人的被害を最小限に抑えるための措置を講じます。</u></p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第4節 避難対策</p>	<p>P139～142</p> <p>第5章 災害時の応急対策活動</p> <p>第4節 避難対策</p>

新	旧												
<p>(略)</p> <p>第1 避難対策 総括・情報班、避難所対策班、茅ヶ崎警察署、湘南海上保安署、自衛隊、横浜地方気象台、京浜河川事務所、神奈川県</p> <p>1 略</p> <p>2 避難情報の発令</p> <p>(3) 避難情報の発令基準</p> <p>(略)</p> <p>■洪水：相模川（洪水予報河川）の避難情報の発令基準</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">避難指示</td> <td>1：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である8.70mに到達することが予想され、又は相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.50mに到達した、<u>あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる</u>と発表された場合</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>■洪水：小出川（水位周知河川）の避難情報の発令基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">高齢者等避難</td> <td>1：(略) 2：小出川の二ツ橋水位観測所の水位が水防団待機水位2.40mを越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が水防団待機水位1.40mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① (略) ② 小出川の洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合（流域雨量指数が<u>実況又は予測</u>で洪水警報基準（基準II）に到達する場合）</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>1：(略) 2：小出川の二ツ橋水位観測所の水位が氾濫注意水位</td> </tr> </table>	避難指示	1：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である8.70mに到達することが予想され、又は相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.50mに到達した、 <u>あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる</u> と発表された場合	高齢者等避難	1：(略) 2：小出川の二ツ橋水位観測所の水位が水防団待機水位2.40mを越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が水防団待機水位1.40mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① (略) ② 小出川の洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合（流域雨量指数が <u>実況又は予測</u> で洪水警報基準（基準II）に到達する場合）	避難指示	1：(略) 2：小出川の二ツ橋水位観測所の水位が氾濫注意水位	<p>(略)</p> <p>第1 避難対策 総括・情報班、避難所対策班、茅ヶ崎警察署、湘南海上保安署、自衛隊、横浜地方気象台、京浜河川事務所、神奈川県</p> <p>1 略</p> <p>2 避難情報の発令</p> <p>(3) 避難情報の発令基準</p> <p>(略)</p> <p>■洪水：相模川（洪水予報河川）の避難情報の発令基準</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">避難指示</td> <td>1：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である8.70mに到達することが予想され、又は相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.50mに到達したと発表された場合</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>■洪水：小出川（水位周知河川）の避難情報の発令基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">高齢者等避難</td> <td>1：(略) 2：小出川の二ツ橋水位観測所の水位が水防団待機水位2.40mを越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が水防団待機水位1.40mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① (略) ② 小出川の洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合（流域雨量指数の<u>予測値</u>が洪水警報基準（基準II）に到達する場合）</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>1：(略) 2：小出川の二ツ橋水位観測所の水位が氾濫注意水位</td> </tr> </table>	避難指示	1：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である8.70mに到達することが予想され、又は相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.50mに到達したと発表された場合	高齢者等避難	1：(略) 2：小出川の二ツ橋水位観測所の水位が水防団待機水位2.40mを越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が水防団待機水位1.40mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① (略) ② 小出川の洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合（流域雨量指数の <u>予測値</u> が洪水警報基準（基準II）に到達する場合）	避難指示	1：(略) 2：小出川の二ツ橋水位観測所の水位が氾濫注意水位
避難指示	1：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である8.70mに到達することが予想され、又は相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.50mに到達した、 <u>あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる</u> と発表された場合												
高齢者等避難	1：(略) 2：小出川の二ツ橋水位観測所の水位が水防団待機水位2.40mを越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が水防団待機水位1.40mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① (略) ② 小出川の洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合（流域雨量指数が <u>実況又は予測</u> で洪水警報基準（基準II）に到達する場合）												
避難指示	1：(略) 2：小出川の二ツ橋水位観測所の水位が氾濫注意水位												
避難指示	1：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である8.70mに到達することが予想され、又は相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.50mに到達したと発表された場合												
高齢者等避難	1：(略) 2：小出川の二ツ橋水位観測所の水位が水防団待機水位2.40mを越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が水防団待機水位1.40mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① (略) ② 小出川の洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合（流域雨量指数の <u>予測値</u> が洪水警報基準（基準II）に到達する場合）												
避難指示	1：(略) 2：小出川の二ツ橋水位観測所の水位が氾濫注意水位												

新		旧	
	<p>である2.90mを越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である2.00mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 小出川の洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過(基準III)する場合)</p>		<p>である2.90mを越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である2.00mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 小出川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過(基準III)する場合)</p>
緊急安全確保	<p>1:小出川の1ツ橋水位観測所の水位、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位(堤防高)に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)</p> <p>2:小出川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫(黒)」が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合)</p> <p>3:堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4:樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)(災害発生を確認)</p> <p>5:堤防の決壊や越水・溢水を把握した場合</p>	緊急安全確保	<p>1:小出川の1ツ橋水位観測所の水位、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位(堤防高)に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)</p> <p>(新設)</p> <p>2:堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3:樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する)(災害発生を確認)</p> <p>4:堤防の決壊や越水・溢水を把握した場合</p>
<p>■洪水:千の川(水位周知河川:県管理区間)の避難情報の発令基準</p>		<p>■洪水:千の川(水位周知河川:県管理区間)の避難情報の発令基準</p>	
高齢者等避難	<p>1:(略)</p> <p>2:千の川(県管理区間)の梅田橋水位観測所の水位が水防団待機水位1.20mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 千の川の洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準(基準II)に到達する場合)</p>	高齢者等避難	<p>1:(略)</p> <p>2:千の川(県管理区間)の梅田橋水位観測所の水位が水防団待機水位1.20mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 千の川の洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準(基準II)に到達する場合)</p>
避難指示	<p>1:(略)</p> <p>2:千の川(県管理区間)の梅田橋水位観測所の水位</p>	避難指示	<p>1:(略)</p> <p>2:千の川(県管理区間)の梅田橋水位観測所の水位</p>

新		旧					
	<p>が避難判断水位 2. 20mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (略)</p> <p>②千の川の洪水警報の危険度分布で「危険(紫)」が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過(基準Ⅲ)する場合)</p>		<p>が避難判断水位 2. 20mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 (略)</p> <p>②千の川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」が出現した場合(流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過(基準Ⅲ)する場合)</p>				
緊急安全確保	<p>1:千の川(県管理区間)の梅田橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位(堤防高)に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合)</p> <p>2:千の川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫(黒)」が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合)</p> <p>3:堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4:樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する) (災害発生を確認)</p> <p>5:堤防の決壊や越水・溢水を把握した場合</p>	緊急安全確保	<p>1:千の川(県管理区間)の梅田橋水位観測所の水位が氾濫開始相当水位(堤防高)に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれのある場合) (新設)</p> <p>2:堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3:樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合(発令対象区域を限定する) (災害発生を確認)</p> <p>4:堤防の決壊や越水・溢水を把握した場合</p>				
<p>■土砂災害の避難情報の発令基準 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>避難指示</td> <td> <p>1:(略)</p> <p>2:大雨警報(土砂災害)の危険度分布で「危険(紫)」となった場合</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>		避難指示	<p>1:(略)</p> <p>2:大雨警報(土砂災害)の危険度分布で「危険(紫)」となった場合</p>	<p>■土砂災害の避難情報の発令基準 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>避難指示</td> <td> <p>1:(略)</p> <p>2:大雨警報(土砂災害)の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」となった場合</p> </td> </tr> </table> <p>(略)</p>		避難指示	<p>1:(略)</p> <p>2:大雨警報(土砂災害)の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」となった場合</p>
避難指示	<p>1:(略)</p> <p>2:大雨警報(土砂災害)の危険度分布で「危険(紫)」となった場合</p>						
避難指示	<p>1:(略)</p> <p>2:大雨警報(土砂災害)の危険度分布で「非常に危険(うす紫)」となった場合</p>						
<p>第8 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保 避難所対策班、配備職員 避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組方針」(平成25年6月、内閣府男女共同参画局)や「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」(令和2年5月、</p>		<p>第8 男女共同参画の視点に配慮した生活環境の確保 避難所対策班、配備職員 避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組方針」(平成25年6月、内閣府男女共同参画局)や「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」(令和2年5月、</p>					

新	旧
<p>内閣府男女共同参画局)を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮し、避難所における生活環境が常に良好なものとなるよう避難所を運営します。<u>市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めます。</u></p>	<p>内閣府男女共同参画局)を踏まえ、男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に配慮し、避難所における生活環境が常に良好なものとなるよう避難所を運営します。</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第5節 救助・救急 (略) 第3 要救助者の捜索 消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、自衛隊 市は、要救助者の捜索に関しては、自衛隊、警察及び防災関係機関の協力のもと、救出区域の分担や情報の共有化を図り、効果的な活動を行います。<u>また、市は要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行います。</u>なお、要救助者の捜索において、遺体を発見したときには、警察に引き渡します。</p>	<p>P154 第5章 災害時の応急対策活動 第5節 救助・救急 (略) 第3 要救助者の捜索 消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、自衛隊 市は、要救助者の捜索に関しては、自衛隊、警察及び防災関係機関の協力のもと、救出区域の分担や情報の共有化を図り、効果的な活動を行います。なお、要救助者の捜索において、遺体を発見したときには、警察に引き渡します。</p>
<p>第5章 災害時の応急対策活動 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動 (略) 第4 県への食料及び生活必需物資等の供給要請 総括・情報班、広域連携班、 救援物資対策班、関東農政局 1 略 2 災害救助法適用時の供給要請 (略) なお、農林水産省所管の政府所有食料の供給に関しては、県に供給を要請することとし、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀等の引取りに関する県の指示を受けることができない場合には、直接、農林水産省（<u>農産局農産政策部貿易業務課</u>）に要請することとします。</p>	<p>P167～168 第5章 災害時の応急対策活動 第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動 (略) 第4 県への食料及び生活必需物資等の供給要請 総括・情報班、広域連携班、 救援物資対策班、関東農政局 1 略 2 災害救助法適用時の供給要請 (略) なお、農林水産省所管の政府所有食料の供給に関しては、県に供給を要請することとし、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀等の引取りに関する県の指示を受けることができない場合には、直接、農林水産省（<u>政策統括官付貿易業務課</u>）に要請することとします。</p>
	P189

新

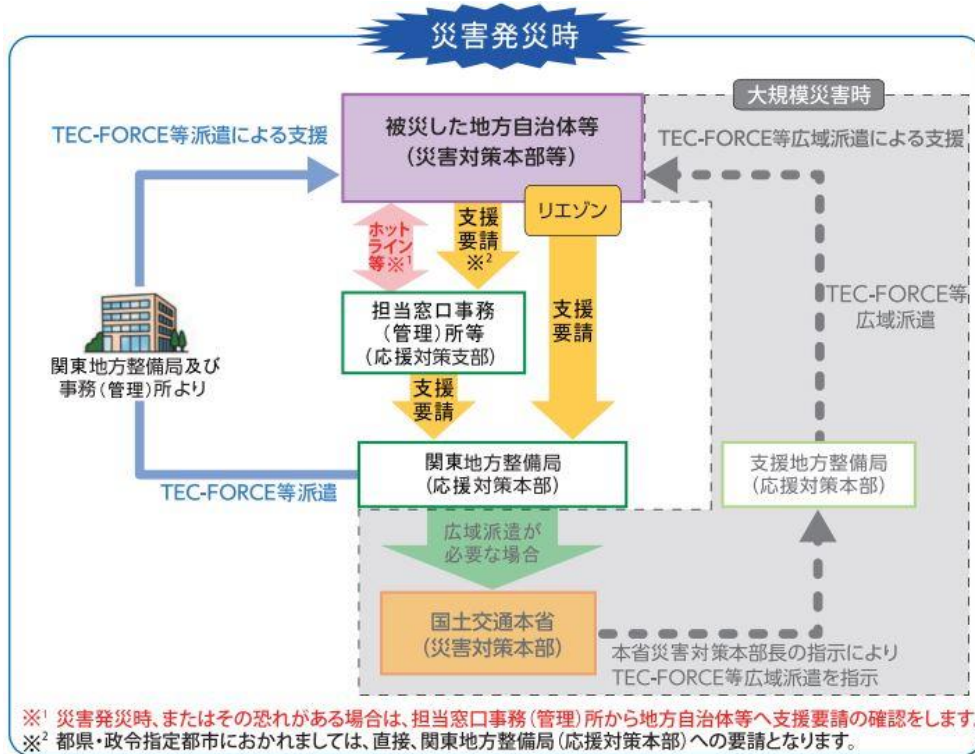
第5章 災害時の応急対策活動

第15節 広域応援・受援活動

(略)

第9 緊急災害対策派遣隊、情報連絡員の要請及び受入れ 総括・情報班、京浜河川事務所、横浜国道事務所

(略)



災害状況から判断し、要請を待たずに支援する場合があります。

緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の災害規模に応じた支援の仕組み (出典 国土交通省資料より抜粋)

旧

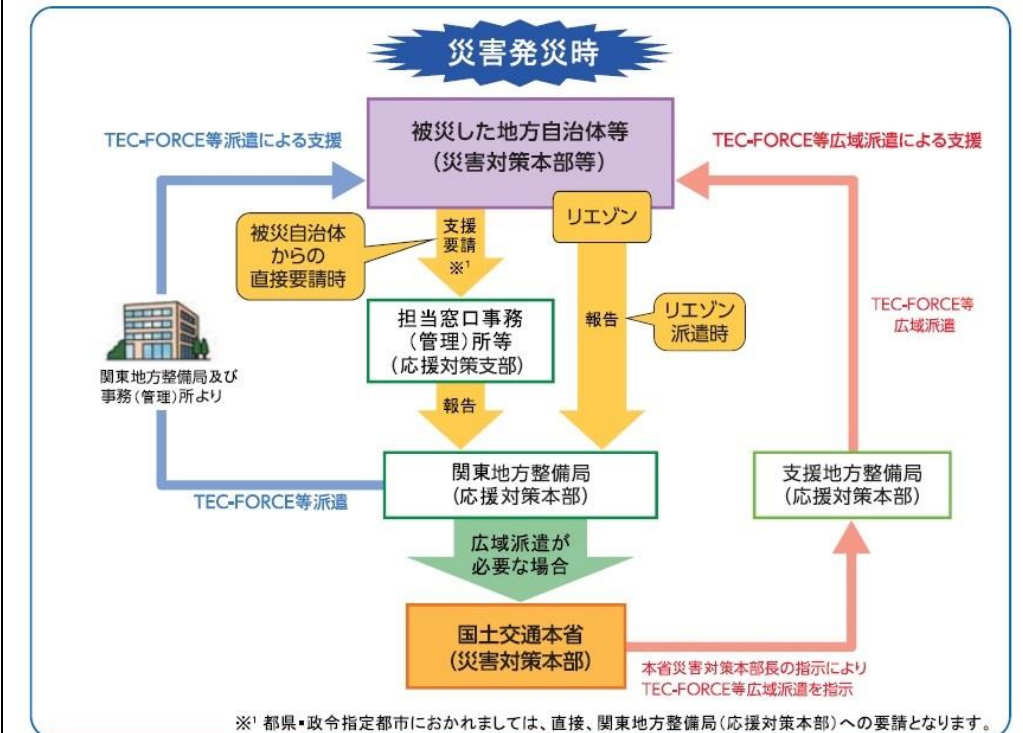
第5章 災害時の応急対策活動

第15節 広域応援・受援活動

(略)

第9 緊急災害対策派遣隊、情報連絡員の要請及び受入れ 総括・情報班、京浜河川事務所、横浜国道事務所

(略)



災害状況から判断し、要請を待たずに支援する場合があります。

緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の災害規模に応じた支援の仕組み (出典 国土交通省資料より抜粋)

新	旧
<p>第6章 復旧・復興対策 第1節 復興体制の整備 (略) 第2 人的資源の確保 総務部 1 派遣職員の受入れ 不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、<u>復旧・復興支援技術職員派遣制度</u>、協定等に基づき、職員の派遣、又はあっ旋の要請を行い、職員を受け入れます。</p>	<p>第6章 復旧・復興対策 第1節 復興体制の整備 (略) 第2 人的資源の確保 総務部 1 派遣職員の受入れ 不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、<u>応急対策職員派遣制度</u>、協定等に基づき、職員の派遣、又はあっ旋の要請を行い、職員を受け入れます。</p>